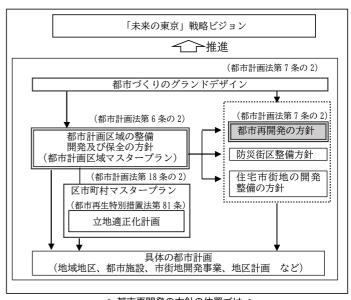
令和2年12月16日 資料No.2 建 設 常 任 委 員 会

都市計画課

東京都市計画都市再開発の方針(案)について

都市再開発の方針について

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3 第1項及び第2項に基づくもので、都市計画法第 7条の2第1項第1号により都市計画として定め るものです。市街地における再開発の各種施策を 長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランで あり、「未来の東京」戦略ビジョンで示す方向性や 都市づくりグランドデザイン、都市計画区域の整 備、開発及び保全の方針を実効性のあるものとす るため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図 ることを目的として東京都が定めます。



< 都市再開発の方針の位置づけ >

都市計画区域マスタープランなどの他の方針と同様に、土地利用、都市施設の整備、市街地開発 事業などの個別の都市計画の上位に位置付けられているものです。なお、当方針は平成27年3月 策定の現行計画を改定するものです。

2 方針に定める事項

○1号市街地:計画的な再開発が必要な市街地(中枢広域拠点/新都市生活創造域)

<都市再開発法第2条の3第1項第1号>

【区部全域】

:1号市街地のなかで、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当 ○2号地区

規模の地区<都市再開発法第2条の3第1項第2号> (再開発促進地区)

【区内17地区】

○誘導地区 : 1 号市街地のうち、2 号地区に至らないが、今後、再開発の機運の醸成等を図り

再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区 【区内1地区】

3 原案からの主な変更点(港区に関する部分)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の変更に関連する変更及び表記の修正

4 これまでの経緯と今後のスケジュール

令和2年7月1日から7月15日まで 都市計画原案の縦覧

令和2年8月20日及び21日 公聴会の開催(東京都庁都民ホール)

令和2年11月13日付け 東京都からの縦覧依頼(別紙)

令和2年12月2日から12月16日まで 都市計画案の公告・縦覧

令和2年12月24日 港区都市計画審議会へ諮問

令和3年2月3日 東京都都市計画審議会へ付議

令和3年3月 都市計画変更